

広島県公安委員会告示第30号

道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第33条第5項第2号ニ（同府令第34条の3第1項第3号において準用する場合を含む。）及び第38条第8項第2号並びに届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第1号）第1条第2項第3号、第3項第3号、第4項第3号、第5項第3号、第6項第3号、第7項第3号、第8項第3号、第9項第3号及び第10項第3号の規定により、公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者は、次に掲げる者（4及び5に掲げる者については、第一種免許に係る講習に限る。）とし、令和4年5月13日から施行する。

なお、平成20年広島県公安委員会告示第98号（応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者）は、廃止する。

令和4年5月12日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

- 1 応急救護処置の指導に必要な能力を有する者を養成するための講習（公安委員会が行うもの及び一般社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会（昭和39年11月12日に社団法人全日本指定自動車教習所協会連合会という名称で設立された法人をいう。）又は一般社団法人広島県指定自動車学校協会（昭和47年2月29日に社団法人広島県指定自動車学校協会という名称で設立された法人をいう。）が公安委員会の定めるところにより行うものに限る。）を受け、その課程を修了した者
- 2 医師である者
- 3 救急救命士である者
- 4 消防法施行令（昭和36年政令第37号）第44条第1項又は第44条の2第1項の救急隊員である者
- 5 日本赤十字社救急法指導員である者